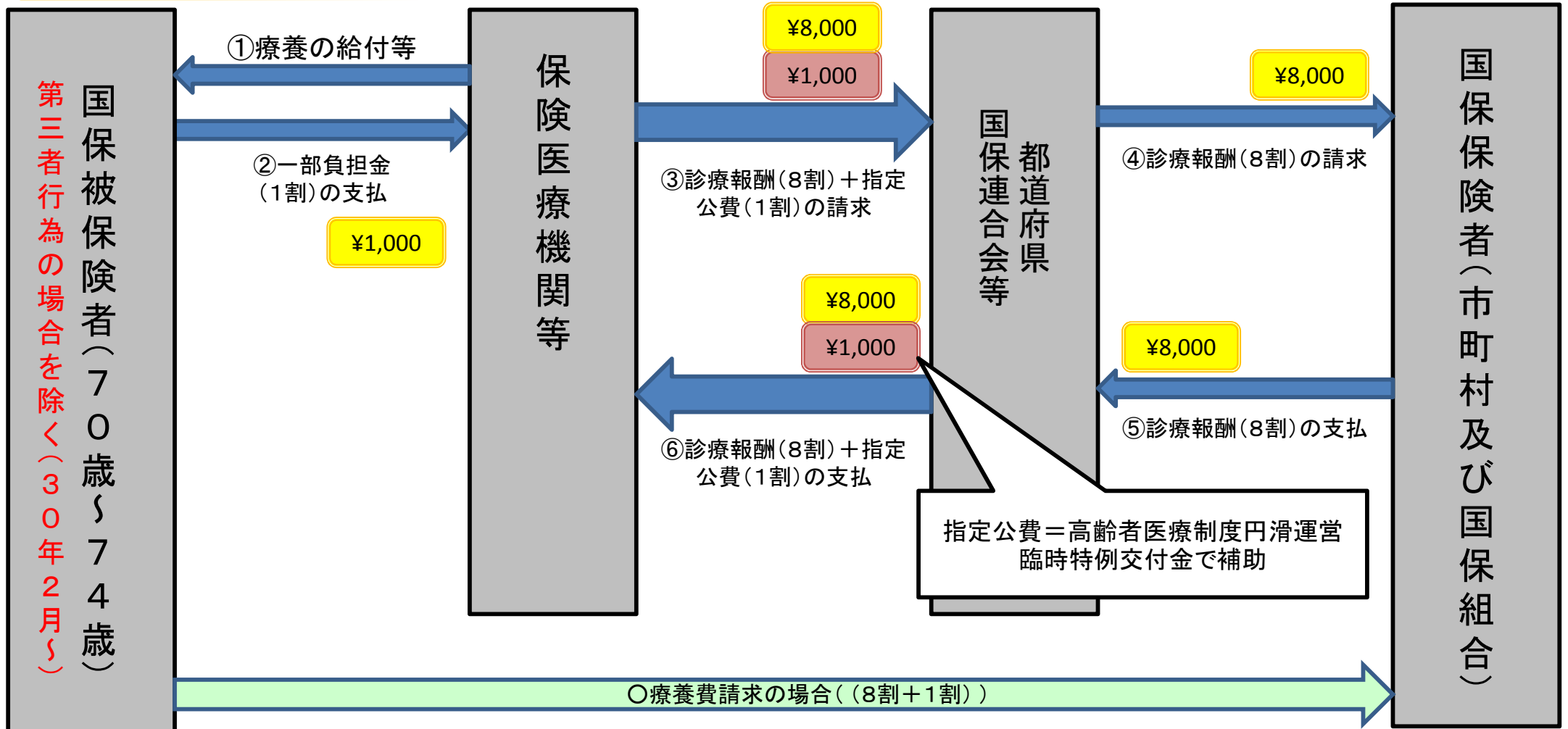


# 指定公費負担医療制度の支払の仕組み(平成27年度～)

- 70歳～74歳までの高齢者の生活を支援するため、平成20年度から、要綱を定めて、窓口負担2割のうち1割相当分について 指定公費負担医療を支給。(平成26年度までは国保連合会/診療報酬支払基金に設置された基金から取崩して保険医療機関等へ支払いを行っていた。平成26年度から制度を廃止し、対象者が75歳に達するまでの経過措置として、現在73歳以上の方を対象に実施。平成30年度末をもって終了予定。)
- 保険給付と同様に、第三者行為の結果生じた傷病であっても、指定公費負担医療の支給を行っているが、一部の損害保険会社においては、請求に係る法的根拠が不十分であるとして、指定公費負担医療相当額に係る保険者からの損害賠償請求に応じられないケースがある。
- 第三者行為に起因するものは本来保険者が負担すべきものではないが、請求の根拠に疑義が生じないように、要綱改正を行う。  
平成30年2月1日から施行。

(例)医療費が¥10,000の場合



# 指定公費負担医療に関する取扱いの見直し

	改正後	改正前
支給要件 (要綱改正)	<p>・第三者行為に起因する傷病については、<u>原則、指定公費負担医療の支給対象外とする旨を規定。</u></p>	<p>・規定上除外されないため、第三者行為に起因する傷病であっても原則支給。</p>
保険医療機関等 における対応	<p>・患者からの申し出等により、医師が傷病の原因が第三者行為によるものと判断する場合には、支給対象外として、治療が終了(症状固定)するまで、当該傷病に係る診療分については、<u>高齢受給者証(1割)の記載にかかわらず、法定の2割負担で一部負担金相当額を請求。</u></p> <p>※レセプト特記事項欄に「特記.10.第三」を記載するケースを想定。2割負担となる場合には、原則どおり「20. 二割」を記載。</p> <p>※患者からの申し出等がなく、第三者行為によるものと判断されない場合や第三者行為によらない私病に係る診療分については、現行どおり、指定公費を支給( = 1割相当額を請求)。</p>	<p>・規定上除外されないため、保険医療機関等の窓口においては、高齢受給者証に記載された負担割合(1割)に基づき請求。</p>
保険者における 対応	<p>・指定公費負担医療の<u>支給対象外であるにもかかわらず、支給を受けていた場合であっても、レセプトは返戻せず</u>に、保険者から被保険者に対し、指定公費負担医療相当分の不当利得返還請求を行う。ただし、第三者が不明等の場合には、案件によっては、保険者判断により自損事故とみなしことも可能とする。</p> <p><u>※保険医療機関等においては、必ず第三者行為であることを把握できるとは限らないため、レセプトの返戻を行わないよう、保険者に対して通知する予定。</u></p> <p>※被保険者に対し、第三者行為による場合には指定公費負担医療の支給対象外となること、また、支給を受けた場合には、不当利得返還請求を行うこととなる旨の周知を行う。</p> <p>・被保険者が保険者に指定公費負担医療相当額の損害賠償請求を委任(同意)した場合には、民法第643条に基づき、<u>保険者から第三者又は第三者の加入する損害保険会社等に直接指定公費負担医療相当額の損害賠償請求</u>を行う。</p> <p>※被保険者から指定公費負担医療相当分について保険者が直接請求することについては、<u>予め保険者が被保険者から同意書を取得する。</u></p>	